平成19年度 国際協力機構 監事監査意見 (報告書)

平成20年9月
独立行政法人国際協力機構
監事 船渡 享向

監事 金丸 守正

目 次

1	監	査の方法1
2	監	査の視点1
3	監	- 査の実施箇所(実施日)2
4	監	査の結果2
(1)	財務監査について2
(2	2)	業務監査について3
(3	3)	独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月閣議決定)に基づく
		横断的措置について4
(4	١)	留意する事項について5
	<	業務の適正性、経済性・効率性の確保について>
	1) 契約における競争性の導入状況等について5
	2) プロポーザル方式契約締結後の特命随意契約について10
	3) コンサルタント契約(業務実施契約)について11
		ア 業務実施契約における支払い方法について
		イ 業務実施契約に関する待機期間中の対応について
	4) 経理体制の強化について13
	(5)) 事業要員にかかる縦割り予算から横断的予算への移行と
		有効活用について14
	6) 国際緊急援助隊活動における費用負担等について15
	7) 法人契約型技術協力プロジェクトの見直しについて
	<	事業効果に関する事項>
	8) ボランティア事業と相手国のパートナーシップの育成に
		ついて19

9	海外長期研修制度における地域制・言語性を重視したオフ
	ァー型留学について21
< ₹	その他>
10	JICAの技術協力における施設の建設や資機材の調達
	等に関する契約の競争性、透明性の向上に向けた取組の状
	況及び落札率の状況について22

平成19年度監事監査意見(報告書)

独立行政法人国際協力機構 監事 船渡 享向 監事 金丸 守正

独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、平成19年度における 独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)の業務に関して監査を 実施した結果は下記の通りである。

記

1 監査の方法

独立行政法人国際協力機構監事監査規程などに定めるところに従い、理事会その他会議へ出席すると共に、定期監査においてJICAの各部・室・局から業務の実施状況を聴取し、必要な文書・資料の提出・閲覧を求めた他、海外実地監査・国内実地監査を行い、詳細な検討を加えた。

また、独立行政法人通則法第38条第1項に規定する財務諸表及び同条第2項に規定する決算報告書については、JICAの関係部局から必要な説明を聴取すると共に、会計監査人である新日本監査法人から監査報告及び業務遂行状況の説明を受けるなどして、詳細な検討を加えた。

なお、監査の実施に当たってはその職務を効率的に遂行するため、監事室 調査役等を補助者とした。

2 監査の視点

(1) 財務の健全性

財務諸表及び決算報告書は適正に作成され、財務の健全性は確保されているか。

(2) 法令の遵守状況

事業報告書は、適正に作成されているか。

各種業務は、関係諸法令等に従って適正に実施されているか。

(3) 中期計画及び年度計画

中期計画・年度計画に基づき作成された部門ごとの計画と目標は適切に設定され、各種業務は適正に実施され、目標を達成しているか。特に、平成19年度は第二期中期計画の一年目の年であると共に、平成20年10月の統合を控えた前年度としての準備も含め、中期計画の目標を達成しているか。

(4) 独立行政法人整理合理化計画

同計画において求められている独立行政法人が講じるべき横断的措置が、 適切に行われているか。

(5)業務運営・事務の効率化

業務運営の効率化と事務の効率化については、第一次中期計画に引き続き、その成果と潮流を更に促進すると共に、事業の質を維持・向上させるための措置が図られているか。

3 監査の実施箇所(実施日)

(1) 本部監査

本部 (平成 20 年 2 月 7 日~3 月 25 日、平成 20 年 6 月 17 日、6 月 19 日)

- (2) 海外監査
 - ①ブラジル、ホンジュラス、ニカラグア

(平成19年6月10日~6月27日)

②ウズベキスタン、キルギス共和国、タジキスタン

(平成19年8月7日~8月22日)

③セネガル、マダガスカル、タンザニア

(平成19年11月26日~12月12日)

④パラオ、ミクロネシア、パプアニューギニア

(平成 20 年 1 月 13 日~1 月 24 日)

- (3) 国内監査
 - ①JICA中国、JICA兵庫(平成19年9月4日~9月6日)
 - ②JICA二本松、JICA東北(平成19年10月23日~10月25日)
 - ③JICA札幌、JICA帯広(平成 19 年 11 月 27 日~11 月 29 日)
 - ④JICA東京(平成20年2月18日)

4 監査の結果

- (1) 財務監査について
 - ア 平成19年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書 及びこれらの附属明細書)、事業報告書及び決算報告書は、関係法令、業

務方法書その他の規程に従い適正に作成され、機構の財務状況及び運営 状況を正しく示していると認められる。

イ 会計監査人である新日本監査法人の監査方法及び結果は妥当と認められる。

(2)業務監査について

ア 各種業務の法令順守状況について

本部、国内機関及び在外事務所の監査において、不正の行為又は関係諸法令に違反する重大な事実は特に認められなかった。

イ 中期計画及び年度計画の達成状況について

19 年度は、第二期中期計画の初年度に当たるとともに、20 年 10 月に予定されている新JICAの発足(国際協力銀行(以下「JBIC」という。)の海外経済協力業務(円借款等)を承継、外務省から無償資金協力の実施業務の一部を承継)を控えた準備の年であったことから、第一期中期計画で実施されてきた改革の総仕上げを行いつつ、より相乗効果の高い事業を推進できるように組織、予算、業務のあり方を検討する時期であったといえよう。具体的には

- 1)改革の総仕上げとして、①在外主導体制の定着を図るため、在外事務所、地域部および課題部の役割分担の明確化と課題部による在外への技術支援の強化が実施された。これにより、在外事務所は事業の形成および実施を主導し、地域部は方針策定、予算管理等を通じて国別事業全体を管理し、課題部は技術支援を通じて事業の質を確保する役割が明確化されたことで業務運営の効率化が図られた。②組織効率化に関しては、海外拠点のハンガリー及びポーランド2拠点を廃止するとともに国内施設においても入館率66.2%(前年度63.1%)を達成し、施設利用者数40万6千人(前年度36万2千人)を向上させた。
- 2)協力の相乗効果を高めるため、国別に技術協力、有償資金協力、無 償資金協力の3援助形態を組み合わせた事業展開計画(ローリングプ ラン)を導入するととともに、それを実現するための要望調査を実施 した。また、統合での組織効率化に関しては、重複する19箇所の在外 事務所について事務所の一本化の準備を進めた。

以上を踏まえ、中期計画及び年度計画の達成状況を検討したが、計画は順調に実施され、ほぼ達成されていると認められる。

ウ 業務運営・事務の効率化について

業務運営・経費の効率化については、調整員の処遇見直し、研修員 受入経費の削減、人員の養成確保経費の削減、および早期退職の勧奨 による人件費の削減などの取り組みがおこなわれた。また、FAXに よる研修員の受入れ、専門家の派遣手続き並びに在外事務所との業務 公電を電子化に変更したことで、FAX送受信に要していた事務処理 の手間が大幅に削減された。

以上のように、業務運営・事務の効率化は、新JICA発足に向けた準備作業を進める状況の中において、その達成状況は概ね妥当であると認められる。

(3) 独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月閣議決定)に基づく横断的措置について

独立行政法人整理合理化計画において、ア.随意契約の見直し、イ. 保有財産の見直し、ウ.給与水準の適正化の措置を講じることを全独立 行政法人は求められているが、当機構がこれらに対応するために講じた 措置は以下のとおりであり、その結果は、おおむね妥当であったと認め られる。今後、これら措置を更に進めるにあたり、JBICの海外経済 協力業務との統合を考えると、考慮すべき要因がより複雑かつ多様化す ることは明らかであるが、整理合理化計画に沿って、これらを推進して いく努力を求めたい。

ア 随意契約の見直し

独立行法人の横断的見直し措置を踏まえ、会計規程等を改定し、国と同一の基準に沿った随意契約の下限見直し等を平成20年1月に実施している。また、併せ、平成19年度に当機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づき、真にやむを得ないものを除き、遅くとも平成23年度までに一般競争入札等に移行することとしている。なお、随意契約の見直し計画の実施状況および入札並びに契約の適正な実施に関しては、その詳細を後述する。

イ 保有財産の見直し

東京国際センター八王子別館については、処分に向けて既に鑑定評価が実施済され、20年度中には処分することとされている。また、ボリビア国農牧技術センター建物およびパラグアイ国農業総合試験場土地・建物については、計画通り、平成22年3月に相手国側に譲渡することとしている。更に、職員住宅5戸の売却手続きを進めた。

ウ 給与水準の適正化等

独立行政法人整理合理化計画(合理化計画).は、①行政改革推進法の規定に沿って、人件費総額の削減(5年5%削減)の達成、②給与水準については国民の納得が得られる説明と社会的に理解が得られる水準の達成、③法人の長は各府省事務次官の給与の範囲内、④役員の給与額の公表、⑤役職員の給与に業績評価を反映させることとしている。

①については、着実に削減を達成しており、19年度計画における削減目標(対17年度実績比1.5%減)を上回る削減(1.8%)を達成している。また、今後予定されているJBICの海外経済協力業務との統合後も、この規定に沿って、給与の削減を行っていくこととしている。

②の給与の水準については、国家公務員との給与水準比較を示すラス パイレス指数を毎年度、引き下げる努力を行ってきている(地域・学歴 勘案指数は17年度:112.4、18年度:111.9)。なお、平成 19 年度においては、平成 18 年度に実施した賞与の引き下げを維持した ものの、その指数は112.5となり、対前年度比で0.6ポイント上昇す る結果となった。これは、平成20年10月に予定されているJBICの 海外経済協力業務との統合に際して、大きく異なる給与制度と人事制度 を円滑に一本化する必要があるため、19年度は給与制度改変を実施し なかったためと思われる。しかし、この19年度中において、今後の給 与水準削減に向けて、職務限定制度(経理、調達などの専門的業務や特 定分野にかかる研究に特化した業務等、職務を限定した職員を採用する もの)を導入する目途をつけるとともに、勤務地限定制度(勤務地を限 定した職員を採用するもの)導入の検討を進めたことは、平成 22 年度の 達成目標値である108.1を実現するための大きな第一歩と評価した い。また、統合前から一組織一給与制度も目指して、双方の機関が鋭意 協議を重ねていることを評価すると共に、今後ともその努力と成果を見 守っていきたい。

なお、③~⑤については、既に規定に沿って実施済みである。

(4) 留意する事項について

前述のように基本的には良好な業務運営が行われているものと認められるが、業務の適正性を確保した上で、より一層の効果的・効率的な業務を推進するために、以下の点について今後留意していくことが望まれる。

<業務の適正性、経済性・効率性の確保について>

① 契約における競争性の導入状況等について

JICAにおいては「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」 (平成19年8月10日閣議決定)に基づき、「随意契約見直し計画」(以下、「見直し計画」という。)を定めた。そして平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないもの を除き、可能なものから順次、遅くとも平成23年度までにすべて一般競争入 札等に移行することとした。この「見直し計画」の実行により、18年度にお いて、競争性のない契約が2,785件(全体契約件数の54%)、277億円(全体契 約金額の36%)であったものが、23年度には、競争性のない契約が1,905件 (全体契約件数の37%)、130億円(全体契約金額の13%)と減少することとな る。

これ以外にも、「随意契約見直し計画」の中において、随意契約を締結することができる金額基準を、国の基準と同様にすることとしてその引き下げを行い、 又随意契約を公表する基準もそれに合わせて引き下げるなどの改正を行った。

更に、同計画の中で、①総合評価方式の導入拡大、②複数年度契約の拡大、 ③入札手続きの効率化、④関連公益法人等との契約の見直しを行い、従来随意 契約で行っていた契約について、19年度以降順次、一般競争入札、企画競争 等、競争性のある契約への移行等についても定められた。

この計画に基づいて、点検・見直しが行われた結果、18年度に比べ19年度の契約締結状況は以下の通りとなっている。

ア JICAの契約状況

平成18年度、19年度におけるJICA全体の契約状況は、下表の通りである。

(単位:件、億円)

		平成18年度実績		平成19年度実績		対前年度増▲減	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
一般	一般 競争入札		4%	3%	6%	0%	2%
競争	競争		29	146	47	▲ 15	18
入札	企画競争·公募	43%	61%	51%	71%	9%	10%
等		2,188	471	2,268	562	80	91
		46%	64%	55%	76%	9%	12%
小 計		2,349	500	2,414	609	65	109
競争性のない随意契		54%	36%	45%	24%	▲9%	▲ 12%
約		2,785	277	1,996	188	▲ 789	▲89
	合 計	100%	100%	100%	100%		_
		5,134	777	4,410	797		

以上の表でわかる通り、19年度は、18年度に比べ競争性のない随意契約が、件数、金額とも減少しておりその分競争性の確保という意味では、一定の成果が認められた。今後23年度の目標達成に向けて更に一層の努力が必要である。

イ 関連公益法人等に係る随意契約見直し計画の進捗状況

一方「見直し計画」の中にある関連公益法人等の競争性のない随意契約についてみると、下表のように件数で 175 件が 43 件に、金額で 101 億円が 28 億円と大幅に減少しており評価できるものとなっている。

(単位:件、百万円)

							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		平成18年度実績		平成19年度実績		対前年度増減 (上段はポイント)			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額		
	競争入札			0%	0%	0	0		
		0	0	0	0	0	0		
	企画競争•公募	13%	10%	69%	75%	56	66		
		25	1,064	95	8,455	70	7,391		
		13%	10%	69%	75%	56	66		
	小 計	25	1,064	95	8,455	70	7,391		
競争	性のない随意契	88%	90%	31%	25%	▲ 56	▲ 66		
約		175	10,084	43	2,779	▲ 132	▲ 7,305		
	合 計	100%	100%	100%	100%				
		200	11,148	138	11,234	▲ 62	86		

(注)金額及び割合はそれぞれ四者五入しているため、合計が一致しない場合がある。

ウ 競争性のない契約の妥当性の検証結果

次に、競争性のない特命随意契約について、「建物の賃貸借契約」のように「真にやむをえないもの」と認められるものを除き、IT関係のメンテナンス契約等を含めその妥当性を本部契約分において検証した。その結果、IT関連のメンテナンス契約等において一部にまだ検討の余地のあるものがあると認められた。

このように全体としては「見直し計画」に沿って一定の効果を上げていると 認められるが、以下それを前提にして更に留意を要する点について述べる。

エ 関連公益法人との契約

関連法人等の契約については、前述したように、大幅にその見直しが進んでいると認められたが、19年度の関連公益法人との契約実績を見ると、以下の表の通り「(財)日本国際協力システム(JICS)」のように、まだ競争性のない随意契約が多く締結されている例も見られる。

(単位:件、千円)

							\ - - -	
	競争入札		企画競争·公募、 見積競争		随意契約		合 計	
			(継続事案含)					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
財団法人	0	0	60	6,987,052	8	1,251,201	68	8,238,253
日本国際協力セ								
ンター								
財団法人	0	0	2	210,998	26	479,178	28	690,176
日本国際協力シ								
ステム								
社団法人	0	0	31	1,170,203	6	896,169	37	2,066,372
青年海外協力								
協会								
社団法人	0	0	2	86,939	3	152,076	5	239,015
協力隊を育て								
る会								
	0	0	95	8,455,191	43	2,778,624	138	11,233,816
計								

関係部署の説明によると、この特命随意契約の内容となるJICSの業務は、海外で業務を行うコンサルタントの積算を審査するという、特殊なノウ・ハウを要するものでほかにこのようなノウ・ハウ(質)を持った法人はいないとのことで、特命随意契約を締結したとのことであった。しかしながら、本当にほかにノウ・ハウを持った法人がいないということを、「随意契約が真にやむをえない」と言えるかどうか、JICAが責任を持って立証することは極めて困難なことである。また、JICAの主張するJICSとの契約のように特に高い質の確保を求められるものについては、価格競争ではなく、より高い質の確保を求めるためにも、例えばプロポーザル方式の導入を図っていくなどの方式を検討してはいかがか。そのことが又、JICAの当該契約に対する説明責任をより的確に果たすことにもつながると思われる。

オ 外国における随意契約について

外国における随意契約の全契約に占める割合は、19年度においても件数で56%金額で51%と高く、又「見直し契約」実施後においても、随意契約として残る1,905件、130億円のうち996件、48.9億円とその多くを占め、国内機関に比べて高いものとなっている。これは、外国における契約が、購入後のメンテナンスの容易性等を考慮して、在外事務所が存在する国において現地調達を原則としているが、開発途上国においては購入対象物件を扱う企業が必ずしも複数いるとは限らないため、やむを得ず随意契約とせざるを得ない場合が多いことなどによるものと思われる。

しかし、そのような場合でも、対象地域を当該国だけではなく、その近隣諸国にまで拡大することにより競争性を確保することは、容易となる場合もあることが想定される。このような場合、現在は 2 事務所を第3国調達支援事務所として指定しており、事務所長の判断により、本部を含め第3国事務所への調達依頼が可能となっている。しかしながら、調達支援事務所が常時適切に対応できる場合は良いが、実際の監査の結果として、調達支援事務所が多忙を理由として適宜対応ができなかった例があることから、その補完的な意味で、又、各事務所の競争性の範囲を広げる可能性を追求する意味でも、近隣国まで拡大して現地調達の競争性を高めることを検討する意義はあるのではないかと思われる。その場合外国での調達ということで、手続きが複雑になったり通関の問題などがあり、必ずしも全部の国ですぐ可能かどうかは一概には言えないが、その判断を在外事務所の判断にゆだね、少なくても可能性のあるところでは、近隣諸国の企業も含んだ契約手続きを取れるよう検討してはいかがか。

また、現地調達が原則となっているが、購入物品を扱う企業がその国にないなど、現地調達によりがたい場合は、日本で調達をして、現地に輸送するなどの方法もあるが、これもメンテナンスにも問題がなく、日本で競争契約を行うことにより、現地で調達をするよりも優位性がある場合もあると思われる。したがって、現地調達を基本としながらも、一定のものに限って日本での購入を原則とするなどして、在外事務所における随意契約の率を低くする方法なども検討してはいかがか。又、ほかに業者がいないため特命随意契約を締結せざるを得ない場合には、その業者しかいないことを証明する補完情報として、他の援助機関や当該国政府機関の調達先の情報も、その裏づけとして準備するなどの方法もあわせて検討してはいかがか。

② プロポーザル方式契約締結後の特命随意契約について

現在JICAにおいては、原則として本部・国内機関とも、従来特命随意契約にしていたものを「真にやむをえないもの」を除きプロポーザルを含めた競争契約に移行することとして、一定の成果を挙げてきているのは、前述の通りである。

このうちプロポーザル契約にしたものについては、工事又は業務指示書において、契約は単年度ごとになること、2年間は当該随意契約を前提とする旨を明示して、いったんプロポーザル競争を行い契約を締結した後、原則としてその後2年間は当該業者と特命随意契約を締結している事態が多く見受けられた。ちなみに18年度以前にプロポーザル競争を行い契約を締結した業者と、平成19年度に特命随意契約を行っているものが、調達部などの本部で31件、東京国際センターなど国内機関で48件見受けられた。(うち2件は特命随意契約期間を1年間としている。)なお、19年度にプロポーザルを行い、同様の契約方式をとるものを含めると契約件数としては更に多いものとなる。

その様な契約方式をとっている理由としては、開発調査等のように複数年計画で事業を実施することを想定し、プロポーザル競争を実施し、その継続性を保つためにも次年度以降特命随意契約を締結する必要があるとされるものや、建物管理契約のように、毎年業者が変わると、業者自身もその業務に慣れないため適切・効率的な業務の遂行が困難である、3年後には又プロポーザルで競争を行うから、必要な競争性は確保されている、などとされている。

しかし、当初から事業が複数年度にわたるものが予定されているものについては、契約の透明性を確保する意味でも複数年度契約を締結することが望ましい。業務の内容によっては、業者が変わることにより、適切かつ効率的な業務の確保が困難であるという点については、業務指示書の内容を業者が交代しても適切かつ効率的な業務が確保できるような仕様にしておくことにより、問題点の解消が図られる場合もあるとも思料されるが、単年度で業者が交代する前提では、業者側もなかなか優秀な人材が確保できないなどの理由で、円滑な業務遂行が困難であると危惧されたりする場合は、やはり契約の透明性を確保するためにも、極力複数年度契約の適用を検討するのが妥当と思われる。そして、その場合でも、毎年の契約の遂行状況、情勢の変化を見ながら、それを契約に反映すべく契約条項の見直しを行っていくことを検討されていかがか。

契約の内容によるところもあり一気には困難かと思われるが、各契約の内容を精査して、当初から事業が複数年度にわたることが想定される場合や一定期間質の確保が求められるものなどの場合には複数年度契約の適用を、又それ以外のものについては、毎年の競争契約になじむものがあるかどうか、又3年という期間を更に短縮できるものがあるかどうかなどを、検討してはいかがか。

③ コンサルタント契約(業務実施契約)について

ア 業務実施契約における支払い方法について

平成18年度までは、コンサルタント契約(業務実施契約)における受注者への支払いについては、部分払いを行う場合を除き、受注者から前払い請求を受け当該支払いを行った以降は、精算金額を確定した後精算払いをするまでは、支払い行為は行っていなかった。そのため、精算が確定するまで事業費は民間業者である受注者の負担となり、全額が確定しないと支払いが行われないため、確定に時間を要する場合には支払いが年度内に完了しない契約があった。そして、JICAも支払いを行わない部分については未払金として計上していた。

このような事態を解消するため19年4月から、最終、成果品の確定検査が終了し、受注者から成果品の引渡しが行われた後、受注者からの請求に基づき精算確定金額の概算額(契約金額の90%以内)を精算確定に先立って支払う方法(概算払い)を導入した。これにより、従来に比べ受注者の負担金額が大幅に減少するとともに収益の早期計上が可能となり、又JICAにとっても未払金の削減につながる制度となった。しかし、平成19年度において、この制度に従って受注者からの成果品の引渡し後、90%の概算払いをしている事案は、382件中、26件(6.8%)しか見受けられず(複数年度契約を除く。)、残りの事案は従来通り、精算金額が確定してから支払っている状況となっていた。これでは、制度発足初年度ということを勘案しても、制度の趣旨が十分効果を上げているとは言いがたいと思われる。したがって、関係部局においては、そのような状況となっている原因を早急に分析して、制度の実効性を高めるべく効果的な対応策を検討してはいかがか。

また、この制度の実効性が十分上がったとしても、次のような問題が依然 として残るものと思われる。

すなわち、本来双務契約は成果品の納入と支払いの同時履行が原則であり、 まだ1割以上未払金が残り、それが受注者の負担となっている、という事態 は好ましいものとは思われない。

これを解消する手段として、支払いを伴う行為を受注者が行った場合、なるべく速やかに証憑書類を提出させ、そのつど額を確定して、成果品納入時には極力未精算額を少なくして(0%であることがもっとも望ましいが)確定した分を全額支払う、あるいは、事務処理の煩雑さを考慮して、上述のような方法をとることが困難と判断されるような場合は、精算金額が全額確定していなくても、成果品納入時に契約金額の全額を概算で支払い、精算金額が確定したときに、差額があれば返納をさせるなど未払い部分の負担を民間

業者である受注者に負わせないようにするなども、今後の問題としてあわせて検討してはいかがか。

イ 業務実施契約に関する待機期間中の対応について

コンサルタント業務実施契約は年間約 450 件、総額約 300 億円が実施されており、一案件当たり、平均約3~8名のコンサルタント要員が配置され、開発調査・基本設計などの業務を担っている。彼らコンサルタント要員は、契約においてコンサルタント企業が指名し、JICAが認定した者であり、要員貼り付け計画に従い、海外での業務に配置されることとなっている。

またその要員は、現地作業期間中、雇用主であるコンサルタント企業が請け負った他の案件があっても、その業務に就くことはできないこととなっている。これは、プロポーザル評価において、その者の経験や能力が高く評価された結果、選定された経緯があることから、その者は契約業務従事期間中、その契約業務以外の業務に就くことを禁止され、契約の案件に専念することが義務付けられているためである。

しかし、案件が計画通り進む状況の中では特に支障はないが、例えば、契約後または実施中に、コンサルタントの責によらず、相手国の政情悪化や治安の問題から、JICAまたはわが国政府の指示で、海外への出発を延期したり、または現地での活動を一旦停止したりする待機の状態になった場合には、現行制度において、以下の課題が出てくると思われる。

その課題とは、確かに待機させること自体、要員の生命と安全にかかる重要な問題であることから当然であるが、この待機期間が、ある意味でのコンサルタントに損失を生じさせ、コンサルタントの経営に少なからぬ影響を与えていないかということである。

つまり、海外への出発前または実施中に、コンサルタントの責に拠らない 事由で待機となった場合、配置された要員の仕事が停止させられることで、 この期間中は予定した収益が得られなくなることや、企業としての営業努力、 例えば、その待機中の要員を他の業務に配置することによって、損失した収 益を補う対応策を講じることはできないということである。

JICAとコンサルタントは、双務契約に基づき、それぞれも義務と責任を果たすこととなるので、海外でこのような政情不安が度々起きる国での開発事業を実施するJICAとコンサルタントの契約においては、何らかの対策を検討すべきではないだろうか。例えば、待機中においては、現行制度上、コンサルタント要員に対する人件費は支給されていないが、同様に在外で活躍するJICAが派遣する専門家の場合には、これと異なり、待機期間中であっても、在外手当の他に人件費に当たる所属先補填や国内俸が支払われて

いることを考えると、同じ現場のパートナーであるコンサルタント要員に対しても、同じ性格の経費である直接人件費を支給することにしてはいかがか。 更に、コンサルタントの責によらない待機においては、その待機が解けて、 その後、契約どおりの業務ができる場合は良いが、案件自体が中止になると か、または期間短縮などの結果になれば、当初の期待利益は確保されないば かりか、待機中または停止中の期間利益の損失にもなる。ついては、できる 限りこの損失を最小にするため、早急に待機を解除して事業を再開するか、 または中止するかを早急に判断することが、双務契約の一方の当事者として、 また事業のパートナーとしてのJICAの責任ではなかろうか。

④ 経理体制の強化について

在外事務所においては、一般的には会計機関として、所長、次長、職員が契 約担当役、出納命令役、現金出納役として、それぞれ相互牽制を行いながら会 計業務を遂行している。しかし、業務の遂行に当たり経理経験の豊富な人材が 少なく業務の遂行に苦労している事態が一部見受けられた。これは、JICA 全体として経理業務を経験している人材が絶対的に不足していることにより、 いくつかの在外事務所で経理経験のない者が会計機関として配置されることに よるものと思われる。幸い、各事務所の担当者の努力と本部からの支援により、 コンプライアンスに違反するような大きな問題を引き起こす事態は見受けられ なかったが、その可能性を絶えず内包している状況と思われる。いったん契約 業務を含め経理の事故が発生すると、コンプライアンスの関係から組織の信頼 に大きく響くものとなりかねない危険性をはらんでいる。そのため、経理支援 要員の派遣、地域支援事務所による経理指導、現地職員を含めた関係者に対す る経理の講習などを通じ、体制強化は図られているが、それは各在外事務所に 継続的(経理支援要員は2年間滞在。その後現状では原則として派遣なし。)に 行われるものではなく、その知見がなかなか継続して引き継がれにくいという 状況になっていると思われる。

また、あわせて事業団から機構になり、民間の会計制度が導入されると共に会計経理の改正がさまざまな面にわたって行われているが、その内容が在外事務所の担当者において、その内容を十分に理解するだけの経験や時間がなかなか確保しづらいといった面も見受けられた。

現在は、新しい会計システムが導入されるとともにその習熟に伴い予算、決算上の経理面での負担はかなり軽減されたものと思われるが、契約等の会計経理面における前記のようなリスクを解消するためにも経理体制の更なる強化が

必要であると認められる。

そのためには、ア、在外事務所で行っている契約、出納業務等の経理の一部を本部で行う、イ、現地職員の一部に経理の専門性をもたせるため中長期的な計画に基づく継続的な研修の実施とそのための処遇を保証する、ウ、経理経験のあるJICA職員の再任用による活用する、エ、管理職数削減の方針を受けて、総合職管理職層からの経理部門への転向させる、⑤経理専門機関からの人材派遣を受け入れるなど、何らかの取り組みの検討をしては如何か。

⑤ 事業要員にかかる縦割り予算から横断的予算への移行と有効活用について

在外体制の強化の一環として、現行の40箇所に在る駐在員を改編し、在 外事務所に準じる機能を持つ駐在員事務所、または限定された業務のみを担 う支所に整理合理化することが計画されている。今回の改編は、事業量にお いて増大することが予想される8駐在員は、本来の在外事務所に準ずる権限 と責任を持たせる駐在員事務所に改めることとし、事業量が将来に亘っても 小規模である国の29駐在員については、従来と同様に、役割と責任の範囲 を制限した支所長(仮称)とすることが計画されている。更には、業務量が 縮小していくことが明らかなODA卒業国の3駐在員は廃止することで体制 の合理化を図ることとしている。このことは、組織としても効率性、合理性 さらには組織の有効性の観点から適当な措置であり、今後のJBICとの統 合に向けた組織の合理化の第一歩として評価したい。なお、この新体制に関 して、今後の検討課題として指摘したいことは、駐在員事務所及び支所のよ うに、少ない人員しか勤務しない在外拠点においては、そこに勤務するボラ ンティア調整員または企画調査員(事業要員という。)をより有効に活用する ことを検討してはどうかということである。つまり、ボランティア調整員は、 原則、ボランティア事業に限定し、また、企画調査員はセクター調査や案件 形成に限定して業務を担わせることにしている現行制度を改め、多様化する 在外拠点のニーズ(プログラム化、要請の多様化とグローバル化、援助調整 など)に対応できるよう柔軟に、多様な業務を担わせるようにしてはどうか ということである。機構が特殊法人時代には、予算書において認められた予 算項目に従い、それぞれの事業費の使途は特定されていて、これら事業要員 にかかる予算も同様に、ボランティア調整員はボランティア事業関連に、ま た企画調査員は案件形成関連に限定してその使途が特定されていたと思われ る。独立行政法人となり、自立性と効率性が求められる予算制度に変更され た今日、縦割りの予算から横断的な予算に組み替え、組織のニーズに沿って

使途できる予算と制度にしてはどうかということである。このことは結果的には、現場における業務の相乗効果を生むだけでなく、在外に勤務する事業 要員の効率化や在外人員数の削減にもつながることにもなろう。

⑥ 国際緊急援助活動における費用負担等について

ア 費用負担について

JICAは外務大臣の命を受け、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合に、当該災害を受け、若しくは受ける恐れのある国の政府又は国際機関(以下「被災政府等」という。)の要請に応じ、国際援助緊急活動を行う人員を構成員とする国際緊急援助隊を派遣する業務を行うこととされている。

そして外務大臣は、被災国政府等より国際緊急援助隊の派遣の要請があった場合において上記の目的を達成するためその派遣が適当であると認めるときは、国際緊急援助隊の派遣につき協力を求めるため、被災国政府等からの当該要請の内容、災害の種類等を勘案して、海上保安庁、消防庁、警察庁等の関係機関に協議を行い、その上で上記の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、自衛隊法に規定する部隊等に、国際緊急援助活動等につき協力を求めるため、防衛大臣と協議を行うこととされている。

そして、防衛省以外の派遣に要する費用の場合は、人数も少なく予算的にもそれほど多額でないためJICA交付金になじむものとして、その中に含まれているが、自衛隊の場合 100 名を超える部隊の派遣で相当大規模なものとなるため、その派遣費等はJICA交付金になじまず、現実的に不可能であるため、外務省と防衛庁(現在は「防衛省」)の間でその費用分担について整理がなされており現在に至っている。

その内容は、自衛隊部隊員の①支度料、②ホテルの宿泊料、③民間機の一般乗客と混乗する場合の輸送費、④海外旅行傷害保険、⑤予防接種費、⑥国際緊急援助においてしか用いることが予想されないような特殊な装備品の購入費、がJICAの負担とするものである。

そして、実際 J I C A が負担した費用は、発生した災害の内容、規模等により異なるのは当然であるが 426 万円~4 億 4781 万円となっている。

当時は、まだ自衛隊の海外派遣は認められておらず、1992年6月19日の「国際緊急援助法の改正」の成立によりはじめて認められたものである。 そして、その時点では自衛隊法上の位置づけとしては本則上規定される「主

たる任務」ではなく、「雑則」で規定される「付随的な業務」との位置づけで あった。しかし、その後平成18年に「自衛隊法」が改正され、「防衛庁」が 「防衛省」に改められると共に、「雑則」で「付随的な業務」として規定され ていた「国際緊急援助活動」を本則で「本来任務」として規定された。これ は、自衛隊が国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組むためには、教育 訓練体制、所要の部隊の待機体制、輸送能力の向上といった体制整備を進め る必要があり、そのためには自衛隊の任務における国際平和協力活動の位置 づけを見直し、本来任務として位置づけを行うことが適切である、とされた ことによる。又あわせて、本来任務化により、わが国の国際平和に対する取 り組みを国内のみならず国際社会にもメッセージとして示すことができると 共に、厳しい環境の中で活動する隊員が一層の自覚と誇りを持って職務に専 念しうるとも考えられたことにもよる。このように、国際緊急援助活動が自 衛隊にとって「本来任務化」されたのであるから、たとえばJICAの負担 とされている「予防接種」等について、本来任務の遂行に伴うものであると 考えられることなどから防衛省の負担とするなどの見直しの検討が必要とな ってくるのではないか、と思われる。

この点については、JICAは外務省とも問題点を十分検討した上で、問題意識を共有してもらい、上記の見直しを防衛省に対し働きかけてもらう必要があろう。

イ 負担金の支払い手続きについて

上記見直しがなされるまでの間や見直された後でも、防衛省の国際緊急援助活動に対するJICAの負担する分について、精算確定、支払い等の手続きをJICAが従前通り行うこととなる。この手続きについての現状と問題点は以下の通りである。

(ア) 財務省協議用に必要となる情報の提供について

自衛隊部隊の派遣を決定する際、外務省より財務省に対して協議を行うが、その協議に必要な経費概算等の情報をJICAが取りまとめ、外務省に報告している。この取りまとめに必要な事項について、防衛省からの情報提供は、五月雨式かつ各統幕(陸、海、空)より個別になされることもあり、又その内容も時間の経過に伴い流動的である。

このような現状では財務省に提供する経費概算の信頼性について責任を持つことはきわめて困難となる。またこの取りまとめのほか、往々にして起こる概算経費と確定経費との乖離の処理にかかる事務についても、その内容の一つ一つについて確認を要するなど、JICAの事務負担は、極めて大きなものとなっている。

このような状況を踏まえて、JICAは、防衛省と交渉して、財務省協

議用に必要となる情報については、防衛省のしかるべき部署において一元 的に取りまとめの上、提供してもらうようにすべき必要があるのではない か。

(イ) 支度料及び宿泊料の支払いについて

支度料と宿泊料の覚書については、JICAが防衛省より提供された資料について、誤謬の有無、不明な内容等の最終確認を行ったうえで各隊員の支払額の算出を行い、隊員個人の口座に対して送金事務を行っている。

また、口座番号相違等による必要な事後処理も、JICAが個別に各統幕(陸、海、空)に行っている。

上記の内容確認、誤謬の訂正等は相当膨大な事務量が必要とされ、業務遂行上多大な負担となっている。

したがって、支度料及び宿泊料については、必要な全体額を防衛省において確定の上、証拠書類と共にJICAに提出してもらい、JICAは、必要な全体額を防衛省の指定する講座に一括送金するなどの合理的な方法を検討し、防衛省と交渉をしてはいかがか。

(ウ) 航空賃の支払いについて

航空賃については、旅行代理店からの請求書が、各統幕(陸、海、空)を通じてJICAに提出され、JICAでは各部隊員の所属先に対して搭乗等の確認作業を逐一行った後、確定した金額を直接旅行代理店に送っている。しかし、この確認作業等も膨大な事務量を必要としJICAにとっても多大な負担を強いる結果となっている。

したがって、航空賃については、旅行代理店に支払うべき必要な全体額を防衛省において確定し、証拠書類と共にJICAに提出してもらい、JICAから必要な全体額を防衛省の指定する講座に一括して支払うなど合理的な方法を検討し、防衛省と交渉してはいかがか。

以上の点は、①でのべた緊急援助活動が、自衛隊の本来任務化されたことを踏まえたものであるとともに、既に防衛省においてそのような支払いのシステムが存在していることから、JICAが、個別に派遣された隊員の口座を確認して振り込むこと等に比べれば、はるかに効率的に行われるものと思料される。

⑦ 法人契約型技術協力プロプロジェクトの見直しについて

法人契約型技術協力プロジェクト(法人契約型技プロという。)は、平成 14年度の5件から、平成18年度の71件(新規案件)、そして平成19年度の44件(新規案件)へとその件数を飛躍的に増加してきた(技術協力プロジェクトの約20%を占める)。この法人契約型技プロは、従来、JICAが直営で行ってきた技術協力プロジェクトを民間企業や大学などに委託し実施するものである。この法人契約型技プロは、直営型に比して、専門家チーム構成・協力開始の迅速性、チーム内の意思疎通の良さ、更には瘴癘度の高い地域や紛争終結国等への人材確保の面などで長所があり、事業の質と事務の効率化を高める意味で、また、職員の計画策定能力や事業マネジメントの向上を図る意味でも、今後とも、この契約型での事業実施は必要であろう。

しかし、その一方、課題部が在外事務所に対し法人契約型技プロの実施状況 に関する調査を行ったところ、次のような課題が指摘されている。

- ① 契約型技プロにおいては、契約上、各種報告書の提出を持って対価の支払いが行われるため、本来の技術協力の成果である相手国機関の総合的課題対処能力(Capacity Development(CD))の進捗にかかわらず、報告書の作成に重きを置くケースがあることが懸念される。そのため、成果を測る意味で、これら報告書に加え、CDを何らかの指標などで示すことが必要ではないか。
- ② 受託団体側の自由度が確保でき、かつJICA側が求める成果を達成するための活動計画案が組まれたバランスの良い業務指示書のあり方が不明確である。また、業務指示書によっては、プロジェクトの活動内容や実施時期、要員の配置計画および実施計画額の積算が現場の状況を適切に反映していない場合がある。
- ③ 技術協力プロジェクトの進捗は相手国実施機関の事情により大きく影響 されるため、必要に応じて計画の変更が必要となるが、適切なタイミン グで契約の変更を行うための手続きや管理ルールが不明確である。

確かに、当方が実施した海外監査においても、受託先法人や在外事務所からも同様の指摘があった。なお、この契約型技プロの導入は、JICAとして始めての試みであったと共に、未だ5年間を過ぎたばかりである。まさにこれら指摘を受けて、必要に応じて改善する良い時期であろう。

現在、これら指摘事項に対しての改善策を課題部で検討中とのことであるので、前述の指摘の他に次の意見を述べたい。それは、相手国実施機関へ技術移転を行う上で、そもそも契約型に馴染む協力分野や国、あるいは直営型のほうが馴染む分野や国があるのではないか、それが何かを明確にできないか、ということである。それにより、今以上に事業の質の向上と効率化が図

られると考えられる。

また、業務指示書に関しては、担当者が如何に現場の実態を十分踏まえた適切なものを作成できるかが最も重要なことであり、そのためにはOJTによる教育・育成を更に充実させる必要があるとともに、場合によっては、技術審査を担う専門部署を設けて、その部署が一元的に業務指示書などの審査を行うことを通じ、質の向上と共有化を図ることも重要なことであろう。

<事業効果に関する事項>

⑧ ボランティア事業と相手国とのパートナーシップの育成について

現在JICAでは、青年海外協力隊事業として青年海外協力隊員を平成18年度1,529人、19年度1,482人74国に派遣しており、同制度の始まった1965年の事業創設以来の累計では、85ヶ国に31,371人派遣している(2008年3月31日現在)。

この事業は、開発途上国(以下「途上国」という。)からの要請に対しそれらの国の経済・社会の発展に協力しようとする20歳~39歳までの人材の活動を促進するものである。協力隊員は原則として途上国に2年間滞在し、受入国の人々と寝食を共にしながら協力活動を行う。その協力分野は、農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツ、計画行政の8分野、約150職種と多岐にわたっている。

また、上記事業とあわせてシニア海外ボランティア事業も行っている。この 事業は、途上国への支援活動に興味を持ち、幅広い技術や豊かな職業経験を持 つ 40 歳~69 歳までの人材を募り、途上国の要請に応じて派遣を行っている協 力隊のシニア版といえる事業である。

協力分野は協力隊と同様多岐にわたり、協力隊に比べ専門性の高い分野への協力を行っている。派遣人数は、18 年度 345 人、19 年度 343 人、制度創設の1999 年以来の累計は、60 ヶ国に 3,146 人派遣している(2008 年 3 月 31 日現在)。

このように青年海外協力隊事業は、数多くの実績を持ち、顔の見える援助の 典型として、途上国からも最も身近な存在として親しまれ高い支持を受けてい る事業である。現に新規に30ヶ国に近い国が派遣を要請している。

この派遣は、個別要請の対応可否でその国への派遣を開始するわけではなく、 国を単位としてその派遣の可否を決定しており、治安不安による引き上げ等特別に理由のない限り派遣の中止は困難であり、現にほとんど行われていない。

しかし、今述べたように国としての継続性は保たれたとしても、分野別ある

いは職種別に見たら必ずしもその継続性が保証されたものとなっておらず、現にその面で継続性が途切れたもの、あるいは人材の点で要請にこたえられないものも 18 年度募集では、1,319 件の要請に対して 701 人が派遣されるに留まっている。又、昨今協力隊の応募者が青年人口の減少等の原因で減少傾向にあることも、人材確保の観点からマイナス要因である。

又一方、純粋なボランティア事業も相手国との関係で顔の見える事業として 重要な役割を果たしていることも評価できるが、今後、JICA事業全体がプログラムアプローチを推進する中、ボランテイア事業に関しても、他の技術協力や無償資金協力、円借款事業との連携がこれまで以上に求められており、事業の継続性の重大さがますます大きくなっているといえる。

これらの事業の継続性とその経験の有効活用を目指し、現在、JICAにおいて色々検討がなされており、なるべく早期に中長期的な事業展開とそれに基づく派遣が可能となる方法を策定することが望ましいが、そのほかにJICAではボランティア・プログラム創設支援を行っている。近年、途上国・国際機関からの新たなるボランティア・プログラム創設に向けた協力を求められる事例が増加してきており、2008年においても、ポーランド、アフリカ連合(AU)からの調査団を受け入れている。これはJICAの43年にわたる経験と実績からなる協力隊のモデルは、各国にとって、国内・国外への経済・社会開発を進める上で十分参考となる事項であり、今後もこのような要望が増加すると考えられる。

このような支援を行うことは、JICAの当該国・地域支援の明確なビジョンを示すと共に、今後、それらボランティアとJICAの協働の輪を当該国・内外で・地域で展開することにより、新規ボランティア・プログラムの成功に寄与することがJICAのボランティア事業の更なる発展と展開につながる可能性を持っているといえよう。

しかしながら、このような事業に対する潜在的な要請は多いものと思われる。このような期待に応えるためにも、日本のボランテイアと受入国のボランテイアが共に働き、国際ボランテイア事業の制度やノウハウの移転をはかり、また、そうした国際ボランテイア活動を他国の多くの人々に広めることの重要性を共有して、将来的にはボランテイア受入国であった途上国自身が、自らの力で他国への国際ボランテイア活動を展開できるような、そんなJICAボランテイア事業の発展的活動ができるよう検討してはいかがか。

⑨ 海外長期研修制度における地域性・言語性を重視したオファー型留学について

専門分野における実務経験を持ち、将来、技術協力専門家等として国際協力事業 に従事することに強い意思を有する若手人材を対象に、欧米を中心とした海外の教育・研究機関等での研修(2年以内)を通じて専門分野の研鑽を行う制度である。

対象分野としては、ガバナンス、環境、教育、農業など途上国で開発ニーズの高い分野をはじめ、現在、JICAが重視しているイシューでもある平和構築、貧困対策、参加型開発などの課題を中心にしている。当該分野における研究テーマは基本的には応募者の意向を重視し、年間約15名が選考されている。この制度は昭和49年度から開始されたことから、34年の実績を有しており、多くの研修生が生まれている。

そこで、その成果と新たな取り組みについて意見を述べたい。

成果についていえば、この制度で選考され研修した後、帰国した研修生はJICA事業等に積極的に参画することを求められているが、その実績を見ると、JICA事業への参画率は70%、また国際機関など JICA事業以外も含めた参画率は82%である。この制度において、JICAが帰国した研修生に専門家等での職を付与していない状況を考慮すると、決して低い数値ではなく、当初の目的をほぼ達していると思われる。

ここで提案したいのは、現行の制度は、基本的には応募できるのが教育や、農業などの専門分野に集中しているが、最近は、アフリカ、中東の開発が国際的に注目される中、わが国の人材としてはアラビア語を含め当該地域の社会・文化に精通した人材は十分でないことを考えると、その対応が急がれているのではないか。

これら人材を育成するため、従来の制度の一部を変更し、JICAが必要な国・地域の専門家を育てることを目的とした、オファー型に海外長期研修制度を導入してはいかがか。また、導入に際しては、その地域にある大学等教育機関や研究機関における研修とし、現地語のみならず人的ネットワークの構築も結果として取得させる機会とすべきではないか。更には、これも約束できることではないが、帰国後は、ある期間、JICA在外事務所や地域部で活躍することを前提とすることも考えてみてはどうか。

⑩ JICAの技術協力における施設の建設や資機材の調達等に関する契約 の競争性、透明性の向上に向けた取組の状況及び落札率の状況について

本件は、参議院が会計検査院に対し標記の件について検査要請をしたことを踏まえ、JICAの立場からその内容について検証を行おうとするものである。

JICAが技術協力の一環として行う機材供与は、専門家が技術を移転し、普及させるに当たって必要な機材を相手国に供与するものである。また、技術移転を行うにあたり必要な施設の建設を行う場合もあり、JICAは、施設の建設や資機材の調達等にかかる契約を多数締結している。

そして、JICAは資機材の調達等に当たり、15年10月の独立行政法人化する前は、一部の場合を除き本邦調達を原則として本部が契約を行っていたが、独立行政法人化以後は、現場主義をJICA改革の大きな柱として掲げ、開発途上地域の要望に的確かつ迅速に対応するため、また、維持管理、アフターケア等を容易にするため、16年10月以降、資機材の調達等を原則的に在外事務所が契約を行う現地調達にすることとし、現地調達の契約件数が大幅に増加する結果になった。

ア JICAにおける契約入札手続き等

JICAは、会計規程等において、予定価格の設定を含む契約方法について 定めている。JICAにおいて売買等の契約を締結する場合は、原則としてす べて公告して一般競争に付さなければならないとしている。

そして、契約の性質又は目的が一般競争に付するに適さないなどの場合は指名競争入札に付することができるとし、会計規程に定める基準額を超えないときなど一定の要件を満たした場合は、随意契約によることができるとしている。この随意契約については、現地調達の場合、国によっては入札の方法が異なったり、入札という考え方が商慣習として存在しないなどの事情があり、すべての在外事務所で一律に一般競争入札等を行うことが困難なことから随意契約を行わざるを得ない場合が多いが、そのような場合でも、可能な限り価格競争を高めるため、16年1月、見積競争方式を導入した。これは、見積提出期限後に見積書を一斉に開封する方式であり、入札会を省略するため随意契約に分類しているが、実質的には競争入札と同等の効果があるものである。

また、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約にかかる予定価格を設定しなければならないとしている。そして随意契約の場合は、国の基準と同様 250 万円(19年12月までは500万円)を超えない工事又は製造をさせるときなどの場合は、予定価格の作成を省略できるとしている。

JICA本部では、入札に参加を希望するものはJICAに契約競争参加資

格登録を行わなければならないとしている。また、在外事務所でも本部の通達 に基づき、業者登録制度を設けることにしている。

イ JICAにおける競争性、透明性の確保に対する取り組み状況について

アで述べたようにJICAにおいては、契約に当たり一般競争入札を原則とし、一般競争入札によりがたいことが多い在外事務所の契約については、随意契約を締結せざるを得ない場合においても、競争性を確保するために見積競争方式を導入している。そして、契約を締結する場合は予定価格を設定しなければならないとするなど、会計規程等において、契約の競争性、透明性を確保する体制は整えられていると認められる。

しかし、監事監査等の結果、現地調達の場合には、技術協力の一環である資機材の調達等において止むを得ない点があるとはいえ、競争性のある契約の割合が本邦調達に比べて低かったり、予定価格が必ずしも設定されていない事例が見受けられたり、又落札比率の割合も本邦調達に比べて高い傾向が見られたりするなどの事例が見受けられた。

これらに対しては、本部から各種通達を発し趣旨の徹底を図ると共に、在外事務所に経理支援要員や調達支援要員を派遣して経理事務や契約事務の支援を行ったり、2 ケ所の地域支援事務所から、各在外事務所に対して経理事務や契約事務の支援を行うなどして、契約の競争性、透明性を図るべく努力をしているものと認められる。

また、本件に関連しては、本報告書において、在外事務所における契約の競争性の強化、更なる経理体制の強化について提言をしているところである(①オ 外国における随意契約について(9頁)、⑤ 経理体制の強化について(13頁))。

現時点では、まだ会計検査院の検査がまとまっていない段階なので、今後、 会計検査院の検査結果がまとまり参議院に報告された場合、その内容を踏まえ 以上述べた点を含めた諸問題につき更に検証していきたい。

以上